



資料編

--	--

1. 新二本松市総合計画「二本松を元気に！新5ヵ年プラン」策定経過

(1) 二本松市長期総合計画の評価・分析等		
長期総合計画 実施状況調査	H26. 9	二本松市長期総合計画全事業の実施状況調査
市民アンケートの実施	H26. 10～11	市民アンケートの実施 ・対象 市内在住の満 20 歳以上の市民 ・標本数 3,000 人（無作為抽出） ・有効回収数（率） 1,221 票（40.7%）

(2) 審議会等の開催		
ワーキンググループ	H27. 6. 4 H27. 6. 19 H27. 7. 3 H27. 7. 13 H27. 7. 28	第1回ワーキンググループ会議（全体会議） 第2回ワーキンググループ会議（3分科会） 第3回ワーキンググループ会議（3分科会） 第4回ワーキンググループ会議（3分科会） 市長への検討結果報告
策定幹事会	H27. 2. 26 H27. 10. 27 H27. 10. 29	第1回策定幹事会 第2回策定幹事会 第3回策定幹事会
策定委員会	H27. 11. 1 H27. 11. 10	第1回策定委員会（庁議） 第2回策定委員会（政策会議）
庁内会議	H26. 10. 15 H27. 4. 28 ～ 4. 30 H27. 5. 1 H27. 10. 30	市長ヒアリング 各課ヒアリング 市長ヒアリング 市長ヒアリング
審議会	H27. 3. 25 H27. 10. 15 H27. 10. 23 H27. 11. 10 H27. 11. 13	第1回振興計画審議会 第2回振興計画審議会 第3回振興計画審議会 第4回振興計画審議会（諮問） 第5回振興計画審議会（答申）
市議会	H27. 10. 22 ～ 10. 23	市議会 市議会会派別ヒアリング
市民懇談会	H27. 10. 15 ～ 10. 20	市民懇談会（4箇所）
子ども議会	H27. 8. 20	子ども議会開催

2. 二本松市振興計画審議会条例

平成17年12月 1 日条例第22号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、二本松市振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、二本松市振興計画に関する事項について審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員24人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 農林業代表者
- (2) 商・工業代表者
- (3) 地域代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 一般公募者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、新たに組織された審議会の最初開催される会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償については、二本松市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年二本松市条例第38号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第8号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

3. 諮 問

27企第739号
平成27年11月10日

二本松市振興計画審議会
会長 吉 野 正 昭 様

二本松市長 新野 洋

新二本松市総合計画 二本松を元気に！新5ヵ年プランについて
(諮 問)

二本松市振興計画審議会条例（平成17年12月1日条例第22号）第2条の規定に基づき、次に掲げる事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1. 別冊「新二本松市総合計画 二本松を元気に！新5ヵ年プラン（案）」

4. 答 申

平成27年11月13日

二本松市長 新野 洋 様

二本松市振興計画審議会

会長 吉 野 正 昭

新二本松市総合計画 二本松を元気に！新5ヵ年プランについて（答申）

平成27年11月10日付け27企第739号で諮問のあった新二本松市総合計画二本松を元気に！新5ヵ年プランについては、慎重に審議した結果、諮問案のとおり決定することを適当と認めます。

本計画について着実に実施されるようお願いいたします。

なお、計画の実施にあたっては、市民、関係団体等との連携や人材の育成に努めるとともに、常に事業の評価・検証を行い、その結果について市民に広く情報公開されるよう要望いたします。

5. 審議会委員名簿

No.	区分	氏 名	所属等	備 考
1	農 林 業 代 表	鈴木 利英	みちのく安達農業協同組合	
2		國分 憲作	福島県北森林組合	
3		佐藤 一男	二本松市認定農業者協議会	
4	商 代 表 ・ 工 業	石澤 孝	二本松商工会議所	
5		湊 和也	あだたら商工会	
6		安齋 文彦	二本松観光協会	副会長
7	地 域 代 表 者	吉野 正昭	二本松地域区長会	会 長
8		佐藤 文彦	安達地域区長会	
9		渡邊 周一	岩代地域区長会	
10		本田 光広	東和地域区長会	
11		鈴木 與傳治	二本松市老人クラブ連合会	
12		石川 美知	二本松市婦人団体連合会	
13	学 識 経 験 者	佐久間 一	二本松市社会福祉協議会	
14		佐藤 彰男	二本松市体育協会	
15		穴戸 貞之	二本松市文化団体連合会	
16		丹野 秀一	二本松市小中学校 P T A 連合会	
17		中野 真理子	NPO法人子育て支援グループこころ	
18		古渡 一秀	二本松市子ども・子育て会議	
19		朝倉 みさ子	二本松市健康推進員会	
20		野地 幸司	二本松青年会議所	
21	公 募 委 員	根本 泰		
22		柚井 信廣		
23		安齋 久美子		
24		加藤 絢子		

新二本松市総合計画
「二本松を元気に！新５ヵ年プラン」

発行日 平成 28 年 3 月

発 行 二本松市

福島県二本松市金色 403 番地 1

TEL : 0243-23-1111 (代表)

URL : <http://www.city.nihonmatsu.lg.jp/>

編 集 二本松市 総務部 企画財政課
